

## 令和元年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和元年6月7日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第25号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第26号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第27号 平成30年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）の承認について
- 議案第28号 芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 令和元年度芸西村一般会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第25号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第5 議案第26号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第6 議案第27号 平成30年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）の承認について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

招 集 年 月 日            令和元年6月7日

招 集 の 場 所            芸西村役場議場

開 会 時 間            午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	吉永 卓史	企画振興課長補佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

## 【 議事の経過 】

令和元年6月7日(金)

[ 9 : 00 開会 ]

### 《開会》

#### ○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《諸般の報告》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、2番岡村興樹君、3番伊藤宏君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

#### ○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、5月31日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります、会期及び審議予定表のとおり、本日6月7日から13日までの7日間とするものです。本日は、まず、村長提出の議案第25号から第32号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。そして、議案第25号から議案第27号までの審議・採決を行います。その後、村長提出諮問第1号並びに第2号への答申を行っていただきます。最後に、報告第1号から第3号までの報告を受けることにいたします。8日から11日までは議案精査のため休会とします。12日は一般質問を行っていただきます。13日は、議案第28号から第32号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

#### ○ 竹内 英樹 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月13日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの7日間に決定しました。

### 《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 竹内 英樹 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

国においては、人口減少や高齢化が深刻になる2040年頃を見据え、AIなどの活用と合わせて、現在よりも極端に少ない職員で自治体運営が可能となるような仕組みづくりについて、議論が本格化するとの報道がなされております。具体的には、複数の市町村を一つの圏域と捉え、公共施設の統廃合や医療・福祉の提供、産業振興や地域振興などを効率的に行おうとする考え方、とのことであります。地方においては、この考え方に賛否両論があるようですが、私自身は、それぞれの自治体が抱える地域特性を一方的に丸め込むような議論には多少の疑問点を感じております。

一つは、これまでの合併論議にありましたように、周辺自治体の実情が反映されにくくなる構図は同じであること、もう一つは、地方分権の推進と言いつつも、ある面、国の関与も色濃い構造改革のような、主体性が、これ国県とありますが、国と地方の間違いでございます。修正をお願いいたします。主体性が、国と地方どちらにあるのか不明瞭なものになりはしないか、といった不安要素であります。国と地方、双方に立場の違いはございますが、ふるさと納税の議論同様に、自治体間の競争過熱に対し、規制とともに枠に閉じ込めるような国の手法に対する地方の疑念を生じさせないためにも、圏域構想については地方の声や実情を十分に把握した上での慎重な議論を望むものであります。同時に地方自治体は、地域特性を生かした今後の自治体改革をどう進めていくべきか、国に対してもしっかりと主張・要望ができる主体性を身に付けていかなければなりません。

元号も令和になり、執行部一同、このことも念頭に置きながら、気持ちも新たに行財政運営に努めてまいります。議員の皆さま方には、今後一層のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

まず、地域振興ですが、集落活動センター事業では、現在、シキビ・サトウキビの生産販売事業、竹害整備の受託事業の他に、加工部会を立ち上げ、芸西村の黒糖を加工品にするための事業を行っております。開発品の一つである黒糖ミルクバターを使ったパン、黒糖ミルクフランセは、芸西フェスタやげいせい桜まつりで試作販売し、高い評価をいただいております、販売に向けた商品の磨き上げに取り組んでおります。

7回目の開催となる高知大学出前公開講座は大学側と日程及び内容を調整中であり、内容が決まり次第、広報、村ホームページ等でお知らせしますので皆さま方の受講をお待ちしております。

地区懇談会は、7月9日から順次、村内7ヶ所で開催を予定しており、行政報告をさせていただくとともに、地域の皆さまと意見交換を行いたいと考えております。

観光振興ですが、げいせい桜まつりは3月31日に開催し、開花後の天候不順により、桜は6分咲き程でしたが、好天に恵まれ、村内外から約600人余りの来場者でにぎわいました。イベント会場では弦楽器や尺八等の生演奏を聴きながら、お花見屋台のメニューやお茶席を楽しんでいただきました。また、今回初めてイベントでのアンケート調査を行い、来場者の分布や満足度などの調査を行いました。調査結果を分析し、今後の開催内容に反映してまいりたいと考えております。

今年で4年目となります、農山漁村生活体験（民泊）は、本村では、大阪市立緑中学校の修学旅行団を、7月4・5日の受け入れに向け、現在調整中です。この民泊を通して、家庭料理や家業体験、自然体験など、都会では経験できない田舎を体験していただきたいと考えております。

次にふるさと納税です。昨年度のふるさと納税寄附額実績は、村を応援して頂けるたくさんの方のおかげで、ほぼ6億円に達し、平成29年度に比べ大きな伸びとなりました。ふるさと納税制度は、全国的な返礼品競争の過熱を受け、6月より新たな法整備がなされました。その主な内容は、返礼品の調達費用を寄附額の3割以内、地場産品の基準明確化の他に、ふるさと納税に要する経費を寄附額全体の50%以内とすること、このほか国への登録制が導入されるなど、厳しく規制されることとなり、全国的に寄附額の減少が見込まれる内容となっております。本村も、寄附者の皆さまより、一層のご支援を頂くために、6月から3サイトを新たに追加開設することや、芸西村産の米を新たに返礼品に加えること、村内でキャンプ場を併設した宿泊施設をオープンした株式会社ON IWAの利用券の取り扱いなど、今後も新しい商品の掘り起しを行

ってまいります。

プレミアム付商品券事業につきましては、6月下旬に対象者の抽出を行い、その後、8月上旬より申請書の発送並びに購入希望者の審査受付を開始することとしており、10月1日からの商品券の販売に向けた準備を行っております。

次に交通安全対策として、法定外路面標示(道路ペイント)を村内17カ所に整備し、通行する運転者に対して、安全運転を目的とした注意喚起を行いました。また、通勤時間帯の国道渋滞に伴う村道への車両流入対策として、安芸警察署による浜沿いの旧国道を中心に定点取締りや機動取締り、巡回パトロール車両による速度を抑制した通行指導を行っていただいております。この他、春の交通安全期間中に安全運転を呼び掛ける街頭指導、ドライバーサービスを行っております。

住民福祉は、高齢者世帯や障害者を中心に脱水・熱中症対策として、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、また民生委員、村内居宅介護支援事業所の協力により予防啓発活動を行います。また、芸西駐在所の協力も得まして、高齢者交通安全や特殊詐欺被害、防犯予防啓発を併せて行う予定です。

介護予防、高齢者福祉、健康づくりを目的として、4月から5月にかけて、各ふれあいセンターを中心に、体力測定、ふくし懇談会、口腔機能向上教室のそれぞれの事業を延べ20カ所で行いました。65歳以上の方に心身機能等の低下の把握を目的としたチェックリストを発送しました。今後の集計結果を基に、個別訪問や介護予防事業への取り組みを進めます。

地籍調査ですが、本事業を実施するに当たり、国・県合わせて本年度は要望額どおりの補助金3750万円が交付決定されました。これにより津野地区の0.24平方キロメートルと山間部の1.00平方キロメートルを実施すべく入札の準備を行っております。

移住促進では、昨年度末に改修工事が完了した浜浦の移住促進住宅は、現在入居者を募集しております。そして、本年度も高知暮らしフェアが6月15日に大阪、16日には東京で開催されます。本村も参加し、1件でも多くの移住促進につなげたいと考えております。

次に、農業振興です。園芸用ハウス整備事業については、前期の6件を事業決定し、5月16日にJAにて入札が行われ順次着手しております。

環境制御技術普及促進事業につきましては、機械導入による増収効果が認められていることから、本年度も12件の農家から計画が挙がっております。現在、県が取りまとめを行っており、県の承認を得た後、村も事業の決定を行えるよう準備を進めております。

新規就農確保支援事業としまして、親元就農を決意し研修を希望する後継者1名が、4月から農業担い手育成センターで研修に励んでおります。さらに8月から1名が入校希望しているため、後継者育成支援費用を補正予算に計上しております。

また、6月20日には毎年恒例となっております、幼稚園児による収穫体験を、昨年度と同じ南国市のたねばな幼稚園をお迎えして行います。親子でピーマンの収穫を体験後、地元野菜を使った料理を食べながら交流する予定です。

林業・水産関係では、松くい虫防除対策としまして地上散布の発注を行いました。7月末までに3回の防除作業を行い、琴ヶ浜の保全に努めてまいります。

水産事業関係につきましては、本日ヒラメの稚魚放流を行う予定であります。また、漁港内の漁船係留場は、潮の干満時の高低差により漁船への昇降に支障があるとのことで、ゴム製タラップを取り付けるための補正予算を計上しております。

住宅は、昨年度から進めておりました北芝団地建て替え用地については、5月に農地転用許可が下りましたので、所有者と売買契約を締結しました。

土木ですが、公共土木では、繰越事業で発注済の和食馬ノ上線拡幅工事、高規格道路芸西東インターチェンジ周辺の村道笠松線改良工事、コモ谷川改修工事と災害復旧工事につきましては、早期完成を目指して事業を進めております。

本年度の単独事業では、村道、林道の維持修繕工事と舗装工事の発注を行いました。高規格道路周辺整備事業や交付金事業は、事業計画書や補助申請等の事務手続きを進めており、事務手続き完了後に発注を行います。

和食川導流堤への対応につきましては、和食川の治水対策の推進に関する要望書を6月3日の高知県議会産業振興土木委員会の高知県東部地区の出先機関調査時に提出しました。また、導流堤の現状把握や今後の

対応策に関する協議の場として、県、村、農業関係者による検討会を計画をしております、第1回会議を6月27日に開催する予定です。

治水対策では、排水機場の維持管理業務やブルドーザー修繕業務の発注を行いました。これから本格的な雨のシーズンとなりますが、天候や導流堤の閉塞状況にも注意して適正な対応に努めてまいります。

土木関連の県の事業では、谷内川の漏水対策の底張り工事や、河川の部分的なヨシの除去を行っております。

高規格道路事業では、安芸市の工事で発生する残土を活用して、芸西東インターチェンジ付近の盛土工事を行う予定と聞いております。

環境衛生では、6月16日に芸西村環境の日の清掃活動を予定しておりますので、地域の皆さまのご協力もいただきながら村内の環境美化に取り組んでいきたいと考えております。ゴミの減量や再資源化につきましては、広報での啓発も行いましたが、不法投棄やゴミの出し方に関する苦情も多いため、引き続き環境意識向上への取り組みを進めてまいります。

消防・防災ですが、消防関係では、3月8日に芸西村消防団と香南市消防団夜須分団の交流会を行い、芸西村と香南市夜須町の境界付近の水利の確認を行いました。5月15日には消防団の定例総会を実施し、本年度の事業計画・予算案等について、承認されました。今回5名の退団者がいましたが、それを上回る9名の新入団員を迎え、消防団活動のさらなる活性化が期待されます。

防災関係では、公共施設の非構造部材の耐震改修に向けて、昨年度調査の完了した5施設、役場庁舎、村民会館、生涯学習館、文化資料館、老人福祉センターの設計委託業務、他の公共施設3施設、村民体育館、柔剣道場、村の家の調査委託業務について発注済みです。

現在設置しております防災カメラへの録画機能追加も出水時期に備え、進めているところです。

また、本年3月、国から「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に関する通知があり、4月には説明会が開催されました。その改定内容については、5月末に住民の皆さまにはチラシでお知らせしたところですが、まず1点目に、次期出水期から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるように、警戒レベルを用いて避難勧告等を伝達すること。2点目に、実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動に極めて有益であるため、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令すること。3点目には、先ほどの1点目と2点目について住民への積極的な広報を実施。その際、自らの命は自らが守る意識の徹底や、地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解を促進することとされております。村としましても、これまでと同様にできる限りの対応は行ってまいります。災害発生頻度やリスクは年々高まってきているように感じられますので、住民の皆さまには、村からの避難勧告等がないからといって安心するのではなく、少しでも異常や危険を感じたら、速やかに避難行動をとるという意識を持っていただくよう、今後も訓練や広報等で啓発してまいりますと考えております。

次に教育です。本年度も、保育所・幼稚園・小学校・中学校は、それぞれの年間計画に基づいて保育・教育が始まりました。

芸西村教育研究協議会では、学力・体力・読書・食育の向上を目指して、保幼小中が連携し、継続して取り組みを行ってまいります。

本年度は新たに、小学校では、防災教育実践指定校とわがまちの道徳教育推進事業指定校、中学校では、組織力向上のための実践指定校の県の指定を受け、それぞれ研究に取り組んでいます。

ポスト維新博として開催されています、県の自然体験キャンペーンに、平成29年に村内ガイドとして立ち上がった団体が、村の史跡や自然文化を村内外にPR活動を行う「芸西村あるき」が登録されています。

4月21日からは、筒井美術館で、県立美術館コレクション出張プロジェクトとして、「筒井広道・里帰り展」を開催しています。4月19日の浜ヨガでは、野外デッキで満月の光と波音の癒し効果を体験しました。続く5月19日は、あいにく雨天のため野外劇場室内で行いましたが、参加者からはアロマオイルの香りで癒されたとの声があり、2日間で約40人が体験しました。

憩ヶ丘陸上競技場の、照明のLED化と走路の改良工事は、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金が4月15日に採択となり、現在、実施設計業務を発注しているところです。

小中学校の空調設備につきましては、休校日しか作業ができない中、小学校では7月上旬、中学校では8月上旬に竣工できる予定で進んでいます。

特別会計に移ります。

国民健康保険では、平成30年度の特定健診の受診率の速報値は、対前年度比約0.5%減の40.4%となりました。8月6日・7日には、村民会館におきまして集団健診を実施します。村民の健康にとりましても、病気の早期発見が欠かせませんので、本年度も引き続き、健康づくり婦人会の皆さまにご協力をいただき、7月中旬より受診勧奨の個別訪問を実施します。

上下水道ですが、簡易水道事業では、料金システムの更新委託と老朽管布設替工事の実施設計業務を発注しました。下水道事業では、本年度が浄化センターなど下水道設備の維持管理業務3年契約の1年目となり、新たな契約を締結しました。委託業者と連携し安定したサービス提供に努めていきたいと考えております。

代替輸送会計では、コミュニティバス運行事業は、村内3方面の定時定路線と、久重・道家方面の予約路線の実証運行を3月より開始し、5月末現在で延べ353人、1日当たり平均4.7人のご利用をいただいております。本運行（令和2年3月）に向けた取り組みを進めてまいります。

今議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認3件、条例3件、補正予算2件、諮問2件、報告3件の合計13件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させていただきますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第25号から議案第32号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

皆さん、おはようございます。それでは、議案第25号を説明します。芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。今回の改正の主なもの、ふるさと納税制度の見直しにより、本年6月から要件を満たしている自治体へのふるさと納税のみを、寄附金控除の対象とする改正、消費税増税後に住宅を取得した場合の住宅ローン控除について、控除を受けられる期間を現行の10年から13年に延長する改正、令和3年度からの寡夫控除を拡充する改正、軽自動車税のグリーン化特例を令和2年度まで延長し、令和3年度以降は電気自動車等に限定、また環境性能割を年間1%分軽減する改正となっております。

続きまして、議案第26号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認についてを説明します。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。今回の改正は、国の法改正に伴うもので、医療分の賦課限度額を58万円から61万円に変更。また、5割軽減、2割軽減となる世帯所得の基準を引き上げるもので、中・低所得者の負担軽減と負担の公平性を図ることとしております。

議案第27号平成30年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）の承認についてを説明します。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いします。（1pを通読）

6ページをお願いします。（6～9pを読み上げて説明）

今回の専決予算は、ふるさと納税の額確定によるものです。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第 28 号芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行なおうとするものです。改正内容は、災害援護資金の利率について年 3% から、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1% に改正するものです。また、償還方法について、月賦償還を加えるものです。

続きまして、議案第 29 号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。消費税等の引き上げに合わせ、低所得者に対する介護保険料の軽減が拡充されることに伴い、所要の規定の整備を行なおうとするものです。改正内容は、令和元年度の介護保険料について、第 1 段階から第 3 段階の年額保険料を段階に応じて 1890 円から 9450 円を軽減するものです。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 30 号を説明します。非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。本改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙長及び投票管理者等の報酬額を国基準に合わせるため、一日当たりの報酬額を 100 円から 200 円増額改定する改正と、健康増進法で定める健康増進計画の策定について協議する芸西村健康づくり推進協議会の委員を非常勤職員に加えるよう改正を行うものです。

議案第 31 号を説明します。(令和元年度芸西村一般会計補正予算(第 2 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。

歳入です。

(6 p) 民生費国庫負担金 164 万円増。こちら 10 月から消費税率の引き上げに合わせ、低所得者層の介護保険料を軽減するものです。

(6 p) 総務費国庫補助金 15 万円増。

(6 p) 衛生費国庫補助金 8 万 8 千円増。

(7 p) 総務費県負担金 75 万円増。

(7 p) 民生費県負担金 82 万円増。

(8 p) 基金繰入金 487 万円増。

(9 p) 雑入 40 万円減。こちら消防団備品をコミュニティ助成事業で購入予定でしたが、事業採択が受けられなかったための減額と、新規就農者への補助事業への高知県農業会議からの補助金です。

続きまして、歳出です。

(10 p) 企画費 115 万円増。プレミアム付商品券発行事業の予算内訳の組み替えと、高知県内の企業へ就職した移住者への支援金です。

(11 p) 老人福祉費 328 万 2 千円増。消費税率の引き上げに合わせ、低所得者に対する介護保険料の軽減分の繰出金です。

(12 p) 予防費 17 万 6 千円増。

(13 p) 農業振興費 120 万円増。親元就農者への研修支援金です。

(13 p) 水産振興費 98 万 8 千円増。漁港へのゴム製タラップを取り付ける工事の分です。

(14 p) 住宅維持管理費 130 万 2 千円増。野神団地の屋根の補修工事分です。

(15 p) 非常備消防費 95 万円減。コミュニティ助成事業が採択されなかったための減額です。

(15 p) 災害対策費 77 万円増。5 年毎の無線局免許の更新と防災無線子局の修繕工事分です。

以上です。

○ 竹内 英樹 議長



山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。

議案第 32 号を説明します。(令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

4 ページをお願いします。(4 p ~ 5 p を読み上げて説明)

今回の補正は、消費税等の引き上げに合わせ低所得者に対する保険料の軽減が拡充されることに伴う歳入予算の補正で、保険料軽減繰入金を増額し、第 1 号被保険者保険料を減額するものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第 4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 4、議案第 25 号芸西村税条例等の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 25 号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《日程第 5》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 5、議案第 26 号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 26 号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《日程第 6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 6、議案第 27 号平成 30 年度芸西村一般会計補正予算(専決第 4 号)の承認についてを議題にしま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

## 《日程第7》

○ 竹内 英樹 議長

日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

諮問第1号をご説明申し上げます。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員候補者として推薦したい者の住所は、(議案書により、住所・氏名・生年月日について説明)。任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年です。なお、佐藤氏は現在4期目でございます。当初の任期は令和元年6月30日まででございましたが、平成29年1月の人権擁護委員の委嘱発令の弾力的運用の開始に伴い、発令が4月、10月の年2回となったことにより、任期が延長され、現在の任期は令和元年9月30日までとされております。よろしく願いをいたします。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

[事務局答申書配布]

○ 竹内 英樹 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

## 《日程第8》

○ 竹内 英樹 議長

日程第8、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

諮問第2号をご説明申し上げます。諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員候補者として推薦したい者の住所は、(議案書により、住所・氏名・生年月日について説明)。任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年です。よろしく願いをいたします。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

[事務局答申書配布]

○ 竹内 英樹 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

### 《日程第9》

○ 竹内 英樹 議長

日程第9、村長より、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法施行令第146条第2項並びに第150条第3項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。

この際、繰越計算書の説明を順次求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

報告第1号を説明します。平成30年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。)

以上です。

○ 竹内 英樹 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

報告第2号平成30年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。)

続きまして、報告第3号平成30年度芸西村簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。) 以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

以上で報告を終わります。

### 《散会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

[9:50 散会]